

クリーンガス証書マーク使用許諾基準

作成機関：クリーンガス証書評価委員会

1. はじめに

1-1.位置づけ

本基準の目的は、クリーンガス証書マーク（以下、「証書マーク」という）が一貫性をもって、正確に、わかりやすく使用されることを保証することにより、クリーンガス証書制度及びクリーンガス証書の信頼性を保護することを目的とする。

1-2.対象

本基準は、クリーンガス証書制度の利用者、および 証書マークの使用を希望するその他の第三者に適用される。

1-3.法的責任について

クリーンガス証書評価委員会 は、本基準の使用による法的な責任についていかなる責任も負わず、本基準に従うことが法令遵守につながることを担保するものではない。

本基準に適合しない証書マークの使用は、「無許可」とみなされ、無許可で証書マークを使用する当事者に対して、是正と本基準への準拠を求め、および／または法的措置 をとる権利を留保する。

2. 証書マークの使用方法

2-1.証書マークの使用許諾

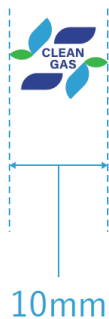
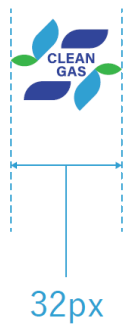
証書マークの使用を希望する者はクリーンガス証書評価委員会にクリーンガス証書マーク使用届出書（附属書 27）を提出し、許諾を得なければならない。

2-2. 証書マークの用途

証書マークは、クリーンガス証書に基づく主張、クリーンガス製造設備に関する紹介、クリーンガス証書制度の紹介などに使用することができる。例えばクリーンガス証書ガイドライン第2章7. に記されているとおり、クリーンガス証書を保有する企業等は製品の製造、事務所等の業務活動、行事の開催等で使用されるクリーンガス以外の都市ガスについて、クリーンガス証書に記載されたクリーンガス相当量を充当し、クリーンガスを使用したと対外的に示すことができる（環境報告書等への記載をはじめとする顧客、一般消費者に対する情報提供等を含む。）。その際、当該ガスがクリーンガス相当量の認証を受けていることを説明するため、証書マークを使用することができる。ただし、事前に 2-1 に定める使用許諾を得なければならない。

2-3. 証書マークの使い方

証書マークを使用する際は「3. 証書マーク・スタイルガイド」を遵守しなければならない。なお、証書マークの最小使用サイズは、32px（10mm）とする。



3. クリーンガス証書マーク・スタイルガイド

3-1. クリーンガス証書マークについて



マークコンセプト

環境に優しいイメージをデザインに落とし込みました。
デザインを構成する各パーツは以下の意味合いを持ちます。

安心・安全なガスの炎

CLEAN GAS LIGHT BLUE

#30A0D2
R48 G160 B210
C70% M20% Y0% K0%
DIC 2589

環境に優しい樹木の葉

CLEAN GAS GREEN

#39B54A
R57 G181 B74
C70% M0% Y100% K0%
DIC 172

クリーンガスで実現する未来環境

CLEAN GAS BLUE

#31459A
R49 G69 B154
C90% M80% Y0% K0%
DIC 255

またデザインに文字（CLEAN GAS）を組みこむことにより、
ガス以外のクリーンエネルギーとの明確な差別化を図りました。

3-2. 背景に合わせた表示例



「証書マーク」は背景色が白、もしくは白に近い明度での使用を推奨しております。

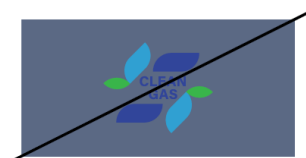
背景色の明度が低い、または写真などの画像上に使用する際は、「証書マーク」の背景に白マドを使用し、視認性が確保されている必要があります。

3-3.アイソレーションエリア



「証書マーク」を最適に表示するために、アイソレーションエリアが定義されています。「証書マーク」を表示する際は、このアイソレーションエリアに他の要素が干渉しないように表示してください。

3-4.不適切な使用の例



明度の低い背景に、白マドなしで表示しないでください。



影をつけないでください。



規定以外の色で表示しないでください。



回転・変形をしないでください。



輪郭を強調しないでください。



規定以外の組み合わせで配色をしないでください。

「証書マーク」を表示する上で誤りがちな使用例を示しました。認知向上を図るために、ルールに沿って表示していくことが重要です。

附 則（令和 7 年 7 月 7 日制定）

1. この基準は、令和 7 年 7 月 7 日より施行する。